

「地域力再生機構（仮称）で中間報告

内閣府研究会

地域の中規模企業や 第3セクターを再生へ

内閣府の「地域力再生機構（仮称）」研究会（座長・増田寛也前岩手県知事）は8月7日、地域経済の建て直しのため事業再生が求められている地域の中規模企業や第三セクターの再生・活性化、また商店街など面的再生を支援するため「地域力再生機構」の創設を求める中間報告をまとめた。年内にも最終報告をまとめる。これを受けて、政府は来年度から同機構を発足させる方針だ。バブル崩壊後に活躍した「産業再生機構」の地方版といえるもので、企業や第三セクター側からの支援申し出が前提だが、地方財政健全化法の施行に伴い赤字を抱える第三セクターの処理・再生に向けて同機構への期待も高まるものとみられる。

地域金融や自治体と連携

「中間報告」は、まず地域経済の状況について、景気回復が長期続いているものの「地域ごとのばらつき」が生じていることから、各地域の経済が活力を取り戻し、特色ある自律的發展を実現していくことが日本経済の重要な課題だと指摘。このため、地域経済の中核となる中規模程度の企業や地域生活を支えるインフラを提供している企業の事業再生・活性化が欠かせず、厳しい経済情勢の中で頑張っている地域の企業を地域全体として後押しすることが重要だとした。

また、第三セクターは地域経済

に対して雇用や取引面で重要なインフラを提供しているが、その経営（2006年3月末）は、約40%（約3,000法人）が赤字、約5%（430法人）が債務超過に陥っており、全体の対外債務の総額は約13兆円に達すると指摘。しかも、第三セクターには、経営責任が不明確、民間と同様に緊張感を持った経営がされていない。設立当初から赤字続きで第三セクター方式そのものに疑義があるなどの問題点があるとし、「第三セクターの問題の早期解決は緊急の課題だ」との認識を示した。

さらに、地域経済の再生は民間セクターが主役となるが、民間だけでは十分な取組が行われてい

い状況もあると指摘。併せて、地域企業や第三セクターの事業再生には公的な調整が必要とされる分野が多い。様々な理由から問題解決が先送りとされている構造的な問題もある、とした。このため、国・地域金融機関、地方自治体などが連携しつつ再生を後押ししていく必要があるとし、中立・公正な立場から中規模企業や第三セクターの資産査定・再生計画の策定、債権者など利害関係者の調整、資金・人材面の支援を行う「地域力再生機構」を創設する意義は大きいと強調した。

併せて、同機構が期待される役割を果たすために重視すべき点として、地域経済の再生の先導的な成功事例の創出を目指す。画一的対応でなく地域特性や事業者の状況に応じた手法を展開する。地域の境界を超えた全国的なレベルでの取組を展開。民間活力を重視しつつ、他施策との役割分担で新たな選択肢として機能する。地域金融機関や地方自治体、地域産業界、国等との連携・協同を確保。5年の時限組織とし、集中的な事業展開を行い民間市場の創造・拡大へ結びつける。との7つの視点を挙げた。

政 策

商店街などの再生も

その上で「中間報告」は、同機構の機能・業務などについて具体的に提言した。

まず、支援対象として 地域の規模企業 第三セクター それらに関連する「面的再生」の分野を挙げた。

うち、「規模企業」については、地域経済に大きな影響を有するものであって、債権放棄等の金融支援による事業再生が求められている地域の中核的な企業や地域生活を支えるインフラを提供している企業を対象とすることが適当だとした。なお、「規模企業」の定義・基準については画一的・数量的な上限・下限を設けず、また、再生支援では「経済合理性」に則って事業再生を目指すべきだとした。

「第三セクター」については、企業規模等を問わず再生の必要性が認められるものを対象とすべきだとした。また、再生方法としては、案件持ち込み後に第三セクターに対して資産査定した上で策定される「事業再生計画案」に基づき機構が支援決定・買取決定を行い、その後同計画の実行を機構が支援していく。さらに、再生の方法には、破綻処理(法的整

理) 完全民営化 事業整理後の再生スタートなどが考えられるが、地域実情などを踏まえ幅広い選択肢を用意すべきだとした。

また、「面的再生」は、当該企業だけでなく関連企業や公的セクターとの調整・地域資源を活用した一体的取組、地方自治体との連携など面的な広がりを持った再生を進めるもの。具体的には、例えば、百貨店再生のため周辺商店街活性化など環境の整備 交通サービスで公営企業を含む同業他社との事業調整や、病院・福祉サービスで施設との機能面の分化・集約など国・自治体が調整機能を発揮 地域交通機関再生のため観光資源との一体化など他事業分野との一体的な事業展開 温泉街など複数企業の同時・包括的な再生などの事例を挙げた。

このほか「業務スキーム」では、資金面と人材面の支援策について提言した。具体的には、「資金面」の支援では 資金面の役割の大半は民間ファンドなどの「民」に任せる 資産評価費用等のコストは民間投資誘因のため機構が費用を負担・拠出する意義もある 債権者調整は産業再生機構と同様に持つこと が適当だとした。また、「人材面」の支援では、大都市部に集中している経営人材を地域へ還

流する仕組みを構築するほか、経営人材を紹介する際の共通のプラットフォーム(人材の登録・サーチ、人材プール)として機能すべきだとした。

さらに、「関係機関との協力連携の確保が極めて重要だ」と強調。特に、第三セクターの再生では、地方自治体の取組・協力を確保するため、国が新たな「経営改革に関するガイドライン」を策定し、地方自治体に要請・助言するよう提言した。具体的には、経営が著しく悪化している第三セクターについて、08年度までに外部専門家等で構成される「経営改革検討委員会」(仮称)を設置し、その検討結果を踏まえて09年度までに「経営改革プラン」(仮称)策定を要請する 地方自治体は「経営改革プラン」策定のための資産評価等を実施する場合には、経営改革検討委員会メンバーに機構の専門スタッフの参加を要請できる、などの仕組みを提案した。併せて、機構が第三セクターと地方自治体との情報交換・協議を行う仕組みについても今後検討すべきだとした。

このほかの「協力連携」として、地域金融機関に対する金融検査・監督など地域金融機関との協力・連携 中小企業再生支援協議

会等との役割分担と連携 地域の産業界等との連携協力、も図るべきだとした。

また、同機構の組織・体制については 機構は株式会社形態として公平性・透明性ある内部組織として外部有識者を含む委員会に重要事項決定権限を付与 公募により幅広い人材を職員に招く 機構は08年度に創設し、存続期限を創設後5年後に設定、すべきだとした。

なお、中間報告の説明を受けた同日の経済財政諮問会議で、安倍晋三首相は「成長力の底上げ、日本全体が成長力の実感を持つためにも地域経済の活力を取り戻さねばならない。地域経済を担っている地域の中小零細の方々がやっていけないの夢を持てるよう、地域再生機構はそういう機構になっていただくねばならない」と述べた。

また、同会合後の記者会見で増田座長は、地方財政健全化法の施行が「自治体にとってもプレッシャーという大きな課題になっている」と述べ、経営悪化している第三セクター再生に向けて同機構が期待されるようになるとの認識を示した。

(自治日報記者 井田正夫)

現
地
レ
ポ
ー
ト
町村独自のまちづくり

防災活動を中心とした地域づくり

〜平成16年台風23号が残していったもの〜



板野町の概況

板野町は昭和30年に板西町、松坂村、栄村の3ヶ町村が合併し誕生しました。徳島県の北東部に位置し、人口は平成19年4月現在14,411人で、面積は36・18km²、北は阿讃山脈、南は吉野川平野を望み、町の東側には旧吉野川が流れています。

町内には高松自動車道の「板野IC」があり、明石海峡大橋の開通も伴って、阪神方面との物的人的交流が盛んになり、また隣の藍住町にある徳島自動車道「藍住IC」ともバイパスで結ばれるなど、板野町は地

理的にも経済的にも徳島県の重要な町となっています。

防災の視点からの板野町

防災の視点から本町をしてみると、北側の阿讃山脈には地震を引き起こす可能性を持つ活断層である中央構造線があり、南側は昔から「暴れ川」といわれる吉野川に挟まれたうえ、町の東側を旧吉野川、中央部を宮川内谷川・黒谷川といった中小の河川が流れており、その中央部がすり鉢型に一番低くなっていることが防災上特に注意すべき地理的条件となっています。

板野町の防災体制

本町の防災体制は大規模災害時には、地域防災計画に基づき、町職員143名全員が災害対策本部要員となつて災害対応にあたることになっていますが、台風などの時の初動体制は課長級以上の管理職と防災部局である総務課員、災害復旧部局である建設課員、そしてライフライン部署を除く若手男子職員12名で構成する役場消防機動隊という組織が初動



徳島県 板野町の ちょう

自主防災組織での消火訓練

フォーラム

災害対応にあたることとなつていま
す。

消防組織については、常備消防と
して板野町と西隣の上板町を管轄と
した板野西部消防組合があり、非常
備消防については4分団・条約定数
120名の板野町消防団が組織され
ており、消防団長は町の災害対策副
本部長の1人として、町職員ととも
に消防団員も災害対応にあたってい
ます。

防災施設面では、平成14年に防災
行政無線として屋外拡声子局49箇所
を設置し、その基地局として町役場
の敷地内に防災本部機能を併設した
板野町コミュニティ消防センターを
建設しました。また、今世紀前半に
も発生が危惧されている南海・東南
海地震に備えるべく、平成19年3月
には床面積187㎡の板野町災害対

策用備蓄倉庫を建設し、食糧・飲料
水・毛布等を備蓄しています。

自主防災組織

現在、町として最も力を入れてい
るのが自主防災組織の結成促進と育
成強化です。平成19年7月現在、50
組織、2,017世帯、隊員数6、
393名、加入世帯率でいいますと
39・2%の自主防災組織が結成され
ています。

結成のよびかけ

平成7年の阪神淡路大震災以降、
自主防災組織の重要性が叫ばれるよ
うになり、町としても自主防災組織
の必要性を認識してはいましたが、
当時は役場で総合的に自治会に対応
する窓口もなく、また自治会等を取
りまとめる自治会長会のような組織
もないため、自主防災組織の結成の
ための説明会等を開催することがで
きませんでした。

このような中、平成9年度から板
野町では有料指定ゴミ袋を導入する
ことになり、環境部局が住民に対し
その説明会をすることになりました。
この住民説明会は、町内3小学
校の校区ごとに、町内の農家で組織
している59団体の実行組の長、及び
把握している自治会の長を対象に行
われるため、この説明会に併せて自
主防災組織の結成を呼びかける説明
会も同時に行うことになりました。
説明会では自主防災組織の意義や
災害時及び平常時の活動内容につい

板野町災害対策用備蓄倉庫



自主防災組織での救助訓練



織の結成はおるか、結成された組織
も訓練等の具体的な活動はなく、数
団体が役員交代の報告をしてくるだ
けという状況が続いていました。
この間、最初に結成を呼びかけた
団体である実行組長の水稲転作説
明会の冒頭に時間をもらい自主防災
組織の結成を呼びかけましたが、そ
の中で、実行組は農家の組織なので、
この場で防災の説明をするのは筋違
いではないか」との見解まで出たこ
ともありました。これは阪神大震災
から年月も経ち、その記憶が薄れる
中で住民の防災意識が低下してい
ることを実感した瞬間でもありまし
た。

平成16年台風23号

平成16年は板野町でも6月に6
号、8月の11号16号、9月には18号
21号が相次いで襲来し、その度に災
害対策本部を設置し、消防団ととも
に災害防衛活動にあたっていまし
た。これらの台風では床上床下浸水
などの被害も出さず済みましたが、
10月20日に襲来した23号は町内の河
川が氾濫し、1、353世帯4、3
04人に避難勧告・避難指示を発令、
床上浸水5戸、床下浸水53戸の被害
が出るという近年では経験したこと
のない被害に見舞われました。

予想外の場所での浸水

そしてこの23号では、全く予想を
していなかった場所で浸水被害が出
ました。その地区には大きな河川も

て、町から支給する救助用資機材
は、油圧ジャッキ1台、クリップパー
1本、スコップ、テコバル、ノコ
ギリが各5本、虎口ロープ1巻、水汲
み用布バケツ10個を50世帯に1セツ
トを基本として支給することについ
て説明を行いました。
この説明会は、有料指定ゴミ袋の
導入の説明会に併せて開催したこと
もあり、非常に多くの実行組長や自
治会長のご参加を頂きましたが、実
際に自主防災組織が結成されたのは
20の地域でした。

停滞期

その後、平成11年に2つの自主防
災組織が結成されましたが、そこか
ら平成15年に2つの組織が結成され
るまでの4年間、新しい自主防災組

フォーラム

なく、それまでは水害に襲われることもない地区だったのですが、23号時はその地区を流れる幅が2m程の小さな河川に架かる橋に、上流からの流木やゴミ・土岩などが引っかかり、流れを堰き止め、水があふれだしたことになるものでした。それはまだ午前中の出来事で、本格的な台風の風雨の前だったので、最初はその地区で床下浸水発生との情報が入ってきた時は、わが耳を疑ったほどでした。

浸水の情報が入ってすぐに役場消防機動隊全員をそこに投入し、消防団員とともに土嚢積みと重機で橋に引っ掛かった流木などの撤去作業を行い、なんとか床上浸水は免れましたが、あふれ出してくる水流の中の作業は非常に危険を伴うものでした。

いつの間に！

ようやく橋の下の流木撤去も終わった13時頃には台風も接近し、風雨が強まってきました。その時、町の南部を管轄とする消防分団から「宮川内谷川天端まであとわずか！」との無線が飛び込んできました。宮川内谷川の上流にはダムがあり、その放流水と台風による大雨のため、宮川内谷川は今にも堤防の天端を越えるほどに増水していました。

当時、ダムから放流を行う際、流域住民に対してはダムからの遠隔操作で回転灯とサイレンにより知らせていましたが、町がリアルタイムで放流量を確認するにはダムのテレホンサービスに電話して、こちらから確認する方法しかありませんでした。

「天端まであとわずか！」の無線連絡を受け、すぐにダムのテレホンサービスを確認したところ、その時のダムの放流量は毎秒196tになっていました。河川の幅や堤防高からすると通常毎秒100tを越えると洪水状態になるといわれており、いつの間にか放流量がその倍近くになっていたことに驚いたことを今でも覚えています。

避難勧告から避難指示へ

町災害対策本部は、13時15分から次々と流域住民に対し避難勧告を発令しました。そして、宮川内谷川は10月20日13時44分、とうとう天端を越え、越流をはじめてしまいました。幸いなことに越流箇所の上流は

農地で民家が近くにはなかったため、すぐに床上床下浸水にはなりませんでしたが、そのわずか10数分後の14時頃、上流のダム事務所から、15時から毎秒300tの放流を開始するという電話連絡が入りました。毎秒196tですでに越流をしている河川に、それを100tをも上回る放流水がやってくるという事態は、床上床下浸水はもちろん、住民の生命をも脅かす状況であると認識した町災害対策本部は、15時、宮川内谷川流域住民1、273世帯4、052人に避難指示を発令するに至りました。

台風23号が残っていたもの

台風23号は床上床下浸水や農産物、公共土木施設などに大きな爪痕を残して去っていきましたが、幸運にも板野町では人が人等の人的被害はありませんでした。

防災施設・連絡体制の強化

23号に限らず、16年の相次ぐ台風を経験して、住民から防災行政無線についてたくさん意見が寄せられました。そのほとんどは「放送しているのは分かるが内容が聞き取れない」というものでした。先にも書きましたが、本町の防災行政無線は町内49箇所屋外拡声子局を設置しています。しかし、個別受信機は公共施設等にしか配備しておらず、住民

防災無線テレホンサービス



が台風時に屋内で放送内容を確認することは難しいことが明らかになったのでした。

これを解消するため、防災無線テレホンサービスを導入することとなりました。このテレホンサービスは直近の放送内容が電話で確認できるうえ、プッシュ回線の電話であれば過去6回の放送内容まで確認できる機能を持ち、高齢者や屋外子局の難聴地域の聞き逃し対策はもちろん、町外からも防災情報が確認できるようになりました。

また、町のホームページに緊急防災情報をリアルタイムで書き込めるようにし、地元のケーブルテレビ局の協力を得て、テレビでも板野町の防災情報を見ることができるようになるなど、住民への情報提供システムの改善に努めました。

そして、連絡体制の再整備も検討され、こちらから確認しなければ分



台風23号時の浸水の様子

フォーラム

防災無線屋外拡声子局



一般的には、自主防災組織の活動は地域のコミュニティ活動の延長線上にあるのではないかと... 逆に防災活動を通して、地域のコミュニティづくり・ネットワークづくり... できないものかと考えています。

住民の防災意識の向上
台風23号の約1ヶ月後、先に書いた予想外の浸水被害をうけた地域の自治会長から、自主防災組織の結成を... 地域の周辺の地域ですでに自主防災組織が結成されていましたが、この地域は未結成でした。そこで、週末の夜にこの地域にある集会所に自治会の方々に集まって頂き、ここに出向いて自主防災組織について説

からなかったダムの放流量について、20t・50t・100tを越える際には、ダム事務所から町に対して電話連絡が入るようになり、町に災害対策本部が設置された場合は、徳島県からも連絡員として職員が派遣されるようになるなど、防災連絡体制の強化も図られました。
また、台風23号の浸水状況を災害対策本部要員や消防団員・地域住民から聞き取り調査し、それに吉野川浸水想定と旧吉野川・宮川内谷川浸水想定を重ね合わせて、「板野町洪水ハザードマップ」を作成して全戸配布を行いました。

明しました。そうすると集まった人全員一致で自主防災組織の結成を決めたうえ、自治会に加入していない世帯に対しても、「防災は命に関わることだから」と自主防災組織への参加促進を促すことを決定していただけでした。
この後、次々とその他の未結成地区からも自主防災組織の結成について相談があり、各地の集会所に出向いて説明をした結果、平成16年度は14もの地域で自主防災組織が結成され、最近では、自主防災組織の説明会時に南海・東南海地震に備えて徳島県が行っている「寄り合い防災講座」を併せて開催するなどの防災啓発活動により、現在では50の自主防災組織を数えるまでになりました。
これは、災害は関係ないと思ってきた住民が、台風23号の災害を経験したことにより、災害を自らの問題として考え始め、防災意識が向上してきたことを示すものだと考えます。
防災活動を中心にした地域づくり

防災活動をする中で、自助・共助の重要性を再認識し、自分の住んでいる地域の特徴や、どんな人が住んでいるのかなどを知ることによって、地域コミュニティの形成を図る。その地域づくりそのものが、いざというときの防災力の強化になると考えています。

特に昔からの地域の結びつきが少ない新興住宅地などでは、この防災活動が地域づくりのよいきっかけになるのではと考えます。本町でも近年新規の宅地開発が進み、いくつかの新興住宅地ができていますが、その中で自主防災組織を結成し、防災研修講座や防災訓練を開催して積極的に地域づくりに取り組み、その活動の中から地域の抱えた問題点やニーズを掘り起こし、行政とともにその解決を目指すそうとしている地域もあります。

しかし、このように自主防災組織を結成し、積極的に活動しているのはまだ一部の地域だけで、町全体の組織率もまだ40%を越えていません。

これからの課題として、すべての住民の皆さんに「防災活動による地域づくりが、地域の防災力の強化になる！」ということを理解していただき、町内全地域における自主防災組織の結成と活動強化を目標として、これからも自主防災組織の結成促進と育成支援に取り組みたいと思っております。

(総務課係長 永井 英孝)

ひとまず預けて、いつでも納得運用
オールウェイズ ALWAYS
みずほ信託銀行 0120-081506

あなたの思いをカタチにします。
グッドセレクト ユアパートナー
スーパー定期 グローバルセクション
季節のたより 外貨革命
0120-897-117

NaviNaviNaviNavi 町 村 NaviNaviNaviNavi

県 川 石 HPで個人情報保護の適正利用を呼びかけ

町は個人情報保護法を理由に、必要な情報までも利用・提供されなくなるなどの「過剰反応」が問題となっていることを受け、ホームページ（HP）上で個人情報保護の適正利用を呼び掛けている。

HPでは政府のガイドラインや他自治体の事例を参考に、名簿の作成・配布、絵画、写真等の展示・提供、病院での患者の呼び出し、入院患者氏名の掲示、警察からの照会 など場面ごとの対応を紹介した。

なお町によると、「過剰反応」に関する苦情や問い合わせなどは今のところないという。

県 岡 静 生涯学習大学がスタート

町はこのほど、従来の各種文化教室や講座などを1つにまとめた「森の夢づくり大学」（理事長・井上啓次郎教育長）をスタートさせた。住民参加型の生涯学習システムを構築し、意欲に満ちた人づくりを目指すのが目的。

同大学では、茶の湯など「教養」、絵画入門など「美術・工芸」、フラワーセラピーアレンジメントなど「創作」、日本

琴、カラオケ新曲教室など、「音楽・伝統芸能」、森町の歴史文化教室など「ふるさと」、アロマセラピー講座など「健康・スポーツ」の6学部25講座を用意した。

各講座は6月から翌年3月までの10カ月間、継続的に開催。受講料は講座回数に応じて、2,000円（5回）、4,000円（10回）、8,000円（20回）とした。

また、年間を通じて講座回数の10分の7以上出席した場合、講座回数5回は0・5単位、同10回は1単位、同20回は2単位を認定。4単位で学士、6単位で修士、8単位で博士の学位が与えられる。

府 都 京 旧庁舎跡地の活用方法を公募

町は伊根浦地区にある旧庁舎跡地の活用方法を民間から募集している。町の観光拠点であり、2005年に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた同地区の「伊根浦舟屋群」を活かした提案を求めている。

提案は民間の事業ノウハウ・企画力を活かした自由な発想による事業展開により地域全体による活性化につながることを条件。町では地産地消や地元住民の雇用、社員の町内への居住などに

配慮するよう求めている。

公募期間は9月6日から12月25日までで、事業者が住民に事業提案を説明、町が設置する選定委員会で最終的に決定する。

町では、「伊根町ならではの固有のブランドを創り出す」ことに期待している。

県 川 香 携帯観光案内サイトの運用開始

町はこのほど、携帯電話専用の観光案内サイト「うみん・ゆ〜みんのまちめぐりナビ（QRコード）」の運用を始めた。町の観光スポットを訪れたカップルに、「恋人証明書」を発行する「恋sナビ」などのコンテンツを用意しているのが特徴。

町のうたづ臨海公園と聖通寺山展望台は昨年10月にNPO法人地域活性化支援センターが認定する「恋人の聖地」に選ばれており、町では観光案内サイトを用意することで来訪者を増やし定住促進につなげていきたい考え。

恋sナビの「恋人証明書」は、両スポットを含む町内各所に用意されたキーワードを全て入力することで取得できるもので、協賛店などでの割引特典が用意



されている。

同サイトアドレス = <http://www.u-min-machnavi.com/>

県 縄 沖 「ばいぬ鳥検定」を開始

町観光協会は町に関する知識を試す「当地検定「ばいぬ鳥検定」」を始めた。検定を通して町に興味を持ってもらい、来訪者を増やすのが目的。

現在、観光協会や町役場で問題集や解答用はがきなどが入った「ばいぬ鳥検定・ひんぶん級（入門編）」（1,000円）を販売。問題集のほか、パンフレットや星の砂、オリジナルポストカードも入っている。希望者には郵送もしている。

問題は全50問で四者択一方式。答えを解答用はがきに記入し、観光協会に送ると受検認定証がもらえる。解答はどこで記入しても、どのような参考書を使ってもかまわない。時間も無制限。出題されるのは、「ばいぬ鳥とはどういう意味？」「星の砂の正体は？」「町の年間の平均湿度は？」など簡単な問題から難易度の高いものまで揃えた。同観光協会によると今後は、入門編に続き、初級、中級、上級の検定も行いたい考えという。

随 想

美の創作は地域づくりに通じる



福島県町村会長
下郷町長

湯田 雄二

の金がなくなつた後も続けられるものをつくれとしか言わない。村の川向かいの山一面に咲く山桜、これが起爆剤となった。樹齢100年余、本数は若木まで含めると約300本。村人は、明治初期から樹種を定め禁伐とする掟を守り受け継いで来た。これが桜を守る背景にあり、静かに反響をひらげていた。

母屋、土蔵、納屋、農機具小屋

をそのままにして離村した者から、建物の処分と引き換えに土地を借り、多目的広場と公衆トイレを作った。

昔生業であつた炭焼きを復元しようと、炭窯を作った。

「木地小屋」の集落名のとおり、木地産業で成り立っていた村の再生に、木地発祥の地から技術者を迎え水車式木地ろくろを導入し、木地挽きと漆塗りを教わり始めた。

地元の要請にこたえ町は、「地域再生計画」をもとに休校中の分校を宿泊体験施設にリニューアルした。

平成15年度から動きだしたこの集落は、「あるもの探し」の地域学習会と、山桜祭りなどのイベントを重ね、村に活気を呼び戻す手こたえを実感しつつある。

自然体験施設は、展示ギャラリーも兼ね備え、プロの風景写真家の常設展と一般募集による写真教室や、自然探勝愛好家の気軽な宿としてファンの広がりを見せている。

これが村おこしの一例である。ここで、注意したいのは、都会に迎合しない町づくりである。すな

ろくろで木材を回転させながら形を作っていく木地挽き。自宅にこの小さい小屋を設けた。暇なときここに隠れて楽しむつもりだ。が、現実のままならない。県の町村会長になってからは特に家

に在る暇がない。なぜろくろなのか。それは、学生時代窯業科目を選んだこともあり、やはりものづくりが好きなのだ。うと、我ながら思ってしまった。

きっかけは、町長に就任して間もなくしかけた村おこしにある。村おこしに約4億円を準備し、38集落を対象に1集落上限1千万円の事業を呼びかけた。審査をパスした10集落が知恵を絞り立ち上がった。他制度の補助残に充当することも認めた。結果、あ

る集落では2千万円近くの事業に取り組み、それがきっかけで廃校を利用した自然体験施設の指定管理を受けた集落もある。道州制の論議がくすぶる昨今、当面の生き残りをかけた人口7千人の町が、ひたむきに挑戦している素顔を、ある集落の活動を通して見ていただきたい。

65歳以上約7割、40年前200人の人口は50人弱。中学生1人、戸数21戸。ほか不在4戸。若いもの(44歳が最年少)の職場は、町役場、農協、町の公社、民間福祉サービス会社とダンブの運転で人数一ケタ。「村がなくなってもいいの」とハッパをかけ、5人がようやく乗ってきた。私は直接話しには加わらない。あくまでもそこにあるもので何ができるか、町



水車の動力でろくろを回し木地を挽く

随 想

わち自然を大切にし、素朴な暮らしそのものが人間性豊かな生き方であることに気づき誇りを持ってこそ、持続可能な地域づくりができるのだと思う。

国の選定を受けている伝統的建造物群「大内宿」には年間90万人が訪れている。ありがたいことである。大内宿は農村としての景観に宿場がマツチしているからゆえに人を寄せ付ける力になっている。大内宿が農村の暮らしを忘れて観光だけに没するようにならば、来訪客数というつわべの

現象に目を奪われ、素朴な心を置き去りにした村となり、とりかえしのつかないことになってしまいうらう。

地域再生にチャレンジしようとする心を育て支援することが、為政者としての責任であり、最大の喜びでもある。どんな町をつくるか、どんな村をつくるかと思案を練るとき大切なことは、多くの情報を集めて開示し、住民が動き出すきっかけをつかむことができる環境を整え、住民を信じることである。



素人の体験にも危険のない旋盤型の木工口クロ

私も、いまの仕事で得ている幅広い刺激を貴重な素材とし、先人が到達した器の美、これに追いつきそれを超えることができるような感性をもって、いつかはひっそりと小屋にこもり、思い切り木地挽きに熱中したいものである。

(注)「木地挽き」とは、木地のままで盆・椀・わん・玩具などの細工をすること。また、その職人。

豊かな生活 住みよい環境をつくる

安全有利な

公営企業債券



この債券の発行によって調達した資金は、地方公共団体の経営する公営企業や生活基盤整備等の事業に融資されます。

当公庫は、政府保証国内債、政府保証外債、財投機関債など投資家のニーズに合わせて多様な債券を発行しています。

発行条件や格付情報など詳しくは当公庫ホームページをご覧ください。

【<http://www.jfm.go.jp/> の「投資家の皆様へ」】



公営企業金融公庫

情 報

政策レーダー

政策

政策レーダー

下水道整備状況まとまる

国土交通省

国土交通省は、このほど平成18年度末の全国の下水道整備状況を取りまとめた。

発表によると、下水道処理人口普及率は、全国ベースで70・5%（平成17年度末は69・3%）、下水道整備人口は約8、961万人となった。人口規模別の市町村の普及率では、100万人以上が98・4%、50〜100万人が80・6%、30〜50万人が77・6%、10〜30万人が69・1%、5〜10万人が55・1%となっているのに対し、人口5万人未満の1、263市町村の普及率は、41・2%にすぎない状況となっており、都市と中小市町村では大きな格差がある。

普及率を都道府県別に見ると、最も高いのが東京都（98・7%）次いで、神奈川県（95・0%）、以下、大阪府（90・4%）、兵庫県（89・7%）、京都府（88・0%）の順となっている。一方、最も低いのが徳島県（11・9%）、次いで和歌山県（16・0%）、以下、高知県（29・3%）、島根県（35・8%）、鹿児島県（37・3%）となっており、15県が50%以下の水準で、平均を上回るのは13都道府県のみであった。

また、18年度末の汚水処理人口普及率（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの合計普及率）は全国ベースで、82・4%（平成17年度末は80・9%）、処理人口は1億468万人であった。普及率は65・5%にとどまっている状況であった。

平成18年度国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査最終報告まとまる

国土交通省は、8月17日、現在検討が進められている国土形成計画の全国計画において、「持続可能な地域の形成」などを戦略的目標に掲げることに関連し、集落の持続・維持に課題を抱える過疎地域市町村を対象とした「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」を総務省と共同で実施し、その最終報告を発表した。

その中の集落の消滅可能性に関する実態調査によれば、今後10年以内に消滅するおそれのある集落は423集落あり、いずれ消滅するおそれのある集落と合わせると、全体の4・2%（2、643集落）が消滅するおそれがあると予測している。

また今回の調査では、過疎地域の集落の人口が前回調査（平成11年）に比べて約1割減少したほか、集落の小規模化と住民の高齢化が進んでいる実態や、市町村合併によって市町村の区域が広がり、集落から役場までの本庁舎までの距離が広がる傾向にあることが明らかになった。

同省は今後も、役場までの距離の遠さなども影響し、条件の厳しい集落では人口減少と高齢化が一層深刻になることが予想され、社会的サービスを持続的に提供することが大きな課題だとしている。

なお、集落機能の維持が困難になつている集落等に対する市町村の対策としては、路線廃止代替バスの運行などの交通対策や道路整備、地域づくり活動への補助などがあがっているほか、行政区の区域の編成などいわゆる行政的再編なども検討されている。

品目横断的経営安定対策の加入状況まとまる 農林水産省

農水省はこのほど、07年産の品目横断的経営安定対策の加入申請受け付けが終了したのを受け、認定農業者と集落営農組織の加入状況を発表した。

加入申請数は全国で、72、431件で、申請者の内訳は、認定農業者が67、045件、集落営農組織は、5、386件となっている。

また、対象作物別の申請数と作付計画面積は、米は、58、873件、436、869ヘクタールで目標を上回ったものの、昨年の作付の26%にとどまった。また、4麦は、29、150件、253、860ヘクタールで昨年の作付の93%、大豆は、22、024件、110、073ヘクタールで昨年の作付の77%、昨年のお豆交付金対象面積を上回った。てん菜、でん粉原料用ばれいしも目標を上回った。

申請が最も多かったのは、北海道の22、301件で、次いで新潟県の6、970件、秋田県の5、781件となつている。一方、関東や近畿などでは、二桁以下の申請が9都府県に及び、10都府県では集落営農の加入申請がなかった。

同制度は、個別農家の場合、4ヘクタール以上（北海道は10ヘクタール以上）の農地での生産が条件で、農業の規模拡大を促すことでの経営強化を目的としているが、農水省は地域ごとに詳細に要因を分析し、小規模農家にも支援対象となる集落営農組織への参加などを促し、来年度以降の加入増加を目指す考え。



2007年 新市町村振興宝くじ

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて

2億円 1枚300円

売り切れしだい発売終了

10月1日(月)発売

■ 1等：1億5,000万円／前後賞各2,500万円
■ 2等：1,000万円 ■ 3等：100万円

発売期間：平成19年10月1日(月)～10月19日(金)
抽せん日：平成19年10月24日(水)
当せん金支払開始日：平成19年10月29日(月)

この宝くじの収益金は市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

